

困ったときは、ひとりで悩まず・・・

互助組合相談センターへ



STEP ①

まずは相談センターに
電話またはメールを！

経験豊富な相談員がお話を伺い、一緒に解決方法を考えます。相談内容については、秘密厳守いたします。原則、匿名で相談をすることができます。電話だけでなく、メールでの相談も始まりました。(例えば、相続、近所とのトラブル、人間関係など)

STEP ②

実務が必要なケースは
専門員を紹介します。

相談内容により、専門家の手助けが必要な場合は、互助組合が委嘱する専門委員（弁護士、税理士及び臨床心理士）を紹介します。

(互助組合で初回の相談料を負担します。1人1回まで)

※組合員確認のため「組合員番号」が必要となります。
※2回目以降の相談、実務等に係る費用は、相談者負担となります。

法律相談

県東部・中部・西部
各1名の弁護士に委嘱

税務相談

県内各地、29名の
税理士に委嘱

メンタルヘルス相談

県内各地、18名の
臨床心理士に委嘱



互助組合相談センター

フリーダイヤル 0120-034-054

メール相談申込は、二次元コードから →
※受付時間内での対応になるため、メールの返信に時間がかかる場合がございます。



<https://forms.gle/i6VYHBR5hbAHzpFE8>

受付時間

月・水・金曜日（祝日を除く）午後1時～午後5時



一般財団法人 静岡県教職員互助組合

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-12

TEL:054-254-3626